

フランスの大学法学部における 専門的職業教育

深 谷 格

目次

- I はじめに
- II DESS (高等専修免許) の全体像
- III エクス=マルセイユ法・経・理大学法学部におけるDESSのカリキュラム
- IV おわりに

I はじめに

1999年7月に内閣に設置された司法制度改革審議会は、2000年11月に中間報告を提出した。この中間報告は、改革の三つの柱の第一に「人的基盤の拡充」を挙げている⁽¹⁾。ただし、そこで主に念頭に置かれているのは、いわゆる「法曹の量と質の拡充」である。しかし、法学部卒業者の大半は法曹以外の職業に就いているという現状の下では、法学部教育を法曹養成に資するものに改善することは妥当でないとして、同報告は、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を設けるべきことを提言している⁽²⁾。また、法曹を「国民の社会生活上の医師」と位置づける⁽³⁾とともに、「法の血肉化」を促進するために、公的機関、国際機関、非営利団体、民間企業、労働組合等への弁護士の活動領域の拡大を提唱している⁽⁴⁾。

ところで、この中間報告の提言する「法曹の量の拡充」は、具体的には現在年間約1000人の新規法曹を年間3000人程度に増やすということであるようだが⁽⁵⁾、それでも法学部卒業者の大半は法曹界以外に進むことになる⁽⁶⁾。法曹志望の学生のために設けられる予定の法科大学院については、実務家教員による専門的職業教育をそのカリキュラムに組み込む構想が検討されている。これに対し、法曹以外の職業を選択する大部分の法学部生のための専門的職業教育は、日本

の大学においてはほとんどなされていないに等しい⁽⁷⁾。この中間報告においても、法科大学院の制度設計に当たって基本とすべき点の一つとして、「法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること」が挙げられているが、学部での法学教育の将来像については（専門的職業教育の導入の可能性も含めて）語られていない⁽⁸⁾。しかし、すでに公表された多くの法科大学院構想では、今後の法学部教育のあり方に言及する際に、学生の卒業後の進路に応じたコース制の導入の可否が議論されている⁽⁹⁾。ただし、議論の焦点は、主として、法科大学院進学予定者を早期に囲い込む「法曹コース」の設置の可否にあるようであり⁽¹⁰⁾、狭義の法曹以外の職業に就く大部分の法学部生のための専門的職業教育の導入の可否やその内容についての議論は、まだ熟していないように見受けられる。しかしながら、後者についても早晚検討を迫られることになるのではないだろうか。

さて、フランスの大学の法学部生は、その大半が法曹以外の職業を選択するという点で、日本の大学の法学部生と共通点を有している。ところが、法曹以外の職業も含めて、フランスの大学には、専門的職業教育を行う課程が設置されている。すなわち、フランスの法学部の第二課程第4年次（修士課程）において、徹底したコース制が採用され、将来の職業を意識した、かなり実務的な科目も講義されているのである⁽¹¹⁾が、その実務的傾向をさらに強めた、DESS [Diplôme d'Etudes Supérieures Spécialisées]（高等専修免状）と呼ばれる課程がある。これは日本の大学院に相当する第三課程の一部をなす。大学教授等の法学研究者を目指す者は、第三課程のうちDEA [Diplôme d'Etudes Approfondies]（高等研究免状）に進学するが、法律関係の職業を志望するか、職場において法的知識や法的思考を活用したい者のために設けられている課程がDESSである⁽¹²⁾。いわゆる法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）を志望する者は、通常、大学附属の司法学院 [Institut d'Etude Judiciaire, IEJ] で準備教育を受けるが⁽¹³⁾、司法学院はむしろ法曹となるための資格試験受験の準備講座という性格のものである。法曹三者志望者も、特定の分野に関する高度の専門性を獲得するため、DESSで学ぶことがある。

では、DESSでは具体的にどのような教育が行われているのであろうか。本

稿では、筆者が2000年10月から2001年3月まで在外研究を行ったエクス＝マルセイユ法・経・理大学（第三大学）法学部 [Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille]⁽¹⁴⁾ のDESSの例を紹介することにしよう。フランスの大学法学部のDESSは、日本の大学法学部における（特に法科大学院導入後の）専門的職業教育の可能性やその具体的内容を考える上で、また、法科大学院における実務教育のあり方を検討する上で、多くの示唆を与えてくれると思われるし、今までのところ、法学部のDESSにおける教育を詳しく紹介した邦語文献は見当たらないので、このささやかな紹介にも一定の意義があろう。

II DESS（高等専修免状）の全体像

筆者は、2001年2月21日に、エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部のDESS「葡萄と葡萄酒の法」コースの担当責任者であるジャック・オーディエ [Jacques Audier] 教授⁽¹⁵⁾ にインタビューする機会を与えられた。オーディエ教授を通して得られた知見を交えながら、DESSについて概説してみよう。

フランスの法学教育は、大きく分けて3つの段階を踏んで行われる。すなわち、第一課程 [premier cycle] の2年間（ここで大学一般教育免状（法学） [Diplôme d'Etudes Universitaires Générales (D.E.U.G.), mention droit] を取得しうる）の後、第二課程の2年間（これは、1年間ずつの学士課程 [licence] と修士課程 [maîtrise] に分かれる）を経て、DESSとDEAが属する第三課程に至るが、第三課程に登録するためには、原則として、修士号か、もしくはそれと同等のレベルの学位を取得していなければならない。しかも、DESS登録時（入学時）には選抜が行われる⁽¹⁶⁾。例えば、オーディエ教授によれば、エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部のDESSのうち、「葡萄と葡萄酒の法」のコースの志願者は毎年約80名であるが、そのうち登録を許可される者は約20名しかいないそうである。もっとも、2001年3月現在、エクスにはDESSのコースが全部で14個あり、コースによって人数はまちまちだが、単純に計算して20を14倍すると全体で約280名在籍していることになる。この人数

を、エクスの第一課程第1年次への登録学生の人数（毎年約3000名）やエクスの修士課程（第二課程第4年次）を修了して法学修士号を取得する者の人数（毎年約1000名）と比較すると、大学院生の人数としては意外に多い印象を受ける。これは、後述するが、DESSには社会人の登録者がいるためでもあろう。なお、エクスの「葡萄と葡萄酒の法」のコースの教員数は約30名であり、学生数よりも多い。これは、非常勤講師である実務家教員が含まれているためである。

DESSはDEAと同じレベルの国家免状である。両者は、現在、「第三課程の教育に関する1992年3月30日のアレテ [Arrêté du 30 mars 1992 relatif aux études de troisième cycle]（以下では「1992年のアレテ」と略称する）」に基づいて運用されているが、DESSは、「高等専修免状に関する1974年4月16日の文部大臣アレテ [Arrêté du 16 avril 1974 relatif au Diplôme d'études supérieures spécialisées]（以下では「1974年のアレテ」と略称する）」によって創設された。DESSはDEAと異なり、研究ではなく、専門的職業生活に有用な高度の専門性と技術の習得に力点を置いている⁽¹⁷⁾。研究者養成以外の目的をもつ大学院課程DESSが創設されたことには理由がある。端的に言えば、戦後の経済成長に伴う大学進学者の増大が、1973年の第4次中東戦争の際に起こったオイルショックと相まって、学生の就職難を深刻化させたからである。DESSは、当時、重大な社会問題となっていた学生の就職難の解決のため、ソワッソン [Jean-Pierre Soisson] 大学閣外相の「職業教育を重視し、教授陣に企業人を登用する等の方法で、大学と産業界の交流を図る」という基本構想の具体化の一施策として創設されたものである⁽¹⁸⁾。また、オーディエ教授によれば、DESSが創設された1974年当時、大学と職業生活（企業生活）との乖離を懸念する声が高まり、企業のいわば即戦力を養成する機関としてDESSが大学に設置されたそうである。ただし、「1974年のアレテ」が施行されたのは1975-1976年度からであった（「1974年のアレテ」第7条）。

ところで、DESSは、元をたどれば、大学紛争（五月危機）が契機となって制定された、1968年の高等教育基本法 [高等教育の方向づけの法律（フォール [Faure] 法)] [Loi n° 68-978 du 12 novembre 1968 d'orientation de l'enseignement supérieur] 第1条に規定された基本的理念の一部を具現化したも

のと見ることができよう。なぜなら、同法第1条には、「大学は、すべての領域において幹部 [des cadres] を供給し、各州 [région] の社会的・経済的發展に参加することによって、国民の要求にこたえなければならない。」(3項)、「大学は、学生に対しては、その進路指導 [orientation] および学生が身を捧げようとする職業活動 [l'activité professionnelle] の最善の選択の諸手段を確保することにつとめ・なければならない。」(5項)と規定されているからである。さらに、同法の立法理由によれば、このような職業教育や進路指導の必要性は、学生数が増大し、学生が「国民の一層広い層から選ばれてくる」大衆化が進んだため、学生が、「しばしば家庭から離れ、生活費を稼ぎ、又は早くこれを稼ぐようにせきたてられて、より急速により保障されたかたちで社会にでてゆく必要」が生じてきたことに由来すると述べられている⁽¹⁹⁾。

さて、DESSの基本的な教育プログラムの枠組みは、「1992年のアレテ」第10条によって規定されており、「理論的教育 [des enseignements théoriques] と実務教育 [des enseignements pratiques] 及び実地研修 [un stage] を必ず含んでいなければならない」とされる。しかし、詳細は各大学に委ねられており、例えば、エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部では、最初に法学部教員による講義や演習が行われ、その後、関係する職業の実務家との対話ないし実務家による講義、及び、企業や行政機関での実地研修（原則として3ヵ月）が実施される⁽²⁰⁾。この実務教育と実地研修が大学の他の課程と異なるDESSの特色の一つであり、これによって、法が社会でどのように機能しているかを学ぶことが期待される。オーディエ教授によれば、エクスの「葡萄と葡萄酒の法」のコースにおいて、教員に占める実務家教員の割合は約70%である。もちろん、この割合は、後述のようにコースによって異なるが、日本の「専門大学院」における専任の実務家教員の割合よりも、はるかに高い数字である⁽²¹⁾。ただし、DESSにおける実務家教員は、単年度限りの非常勤講師である（大部分は翌年も契約が更新されるが、更新されない場合もある）から、単純には比較できない。さて、DESSでは、報告が義務づけられる演習を含めて、1週間に10ないし15時間の教育が施され、原則として1年間で修了する⁽²²⁾。年度末に試験があり、成績評価は、論文ないし研究報告書の提出、5時間の筆記試験、実地研

修の報告書の提出等を総合して行われる⁽²³⁾。

エクスのDESSがそうであるように、DESSは、社会人（職業人）をも受け入れることができる。ただし、職業人については、いくつかの例外的措置が取られている。すなわち、その専門的な職業経験を考慮して、登録要件である修士の学位が要求されない場合がある⁽²⁴⁾。また、有職者が働きながらこの免状を取得したい場合には、あらかじめ登録の際に届け出れば、2年間で修了することもできる⁽²⁵⁾。これも、前述の高等教育基本法の基本的理念の一部の具現化と見ることができる。すなわち、同法第1条8項は「高等教育は、卒業生 [anciens étudiants] に対しても、また学業を続ける可能性を持たなかった人々に対しても、その能力に従ってその昇進の機会を改善し、または、その職業活動を転換する（変える）ことを可能とするために、開放されていなければならない」と規定し、また、同法第23条は「大学は、すでに職業生活に従事している志願者について、学位を有しているか否かを問わず、その適格性を認定した後に受け入れを準備する。大学は、これらの者が養成のための教育または完成のための教育を受け、相応の免状を取得することを許可する。教育内容、教育方法、学業の認定、学事暦および時間表は、特別にその者に合うように調整される」と規定しているからである。

DESSの免状取得者は、それ以外の学生に比べ、就職の点で有利であると言われている。一つは、DESSの免状自体が就職の際にプラスの要素として考慮されるからであり、もう一つは、実地研修を行った企業に関しては、既にその企業も当該学生と面識があるので、就職を希望すれば受け入れられやすいからである。したがって、新たにDESSのコースを設ける場合には、そのようなDESSのコースに関連する十分な雇用があるかどうかを調査した上で設置を決定する。企業からの要請に基づいて設置を決めることもある。もちろん、DESSは国家資格であるため、新たにDESSのコースを設ける際には、文部大臣の許可が必要である（「1992年のアレテ」第3条）。そのため、新たなコースを設ける場合には、まず、Diplômes d'Université という、大学独自の免状を授与できるコースとして数年間運用してみて、その実績をもとに文部大臣に申請するようである⁽²⁶⁾。

Ⅲ エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部におけるDESS のカリキュラム

次に、エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部に設置されている14のDESSのカリキュラムを設置順に紹介しよう。当該法学部の特色は、「葡萄酒の法」や「軍に対する法的助言」というDESSのコースを設けている点にある。前者はボルドーとエクスにしかなく、後者はエクスにしか存在しない。また、エクスは、その地域性を反映して、海法のDESSのコースを設けている。エクスの14のDESSのコース名（設置順）は次の通りである。

- 1 **DESS Fiscalité Personnelle**（個人税制）
- 2 **DESS Droit Maritime et des Transports**（海法・運送法）
- 3 **DESS Transports Aériens**（航空運送）
- 4 **DESS Droit de l'Urbanisme, de la Construction et de l'Aménagement**（都市計画法・建築法・国土整備法）
- 5 **DESS Droit Notarial**（公証人法）
- 6 **DESS Droit, Economie et Gestion des Collectivités Territoriales**（地方公共団体の法・経済・運営）
- 7 **DESS Droit de la Vigne et du Vin**（葡萄酒と葡萄酒の法）
- 8 **DESS Lutte contre la Délinquance et les Déviations**（犯罪と逸脱行動に対する闘い）
- 9 **DESS Contentieux et Procédures d'Exécution**（訴訟と執行手続）
- 10 **DESS Aide Humanitaire Internationale, Prévention-Urgence-Réhabilitation**（国際人道援助、予防・救急・復興）
- 11 **DESS Droit Public et Pratique Notariale: Collectivités Locales et Urbanisme**（公法と公証人実務: 地方公共団体と都市計画）
- 12 **DESS Conseil Juridique aux Armées**（軍に対する法的助言）
- 13 **DESS Droit, Economie et Science de l'Environnement**（環境の法・経済・科学）
- 14 **DESS Droits Immatériels et Nouvelles Technologies**（無体財産

権と新科学技術)

では、各コースの2000-2001年度の概要を順次紹介していこう。

1 DESS Fiscalité Personnelle (個人税制)⁽²⁷⁾

(1) 目的

このコースは、個人に課される税(所得税、資産税、居住税等)に関する専門的知識の習得を目指すものである。

これは、以下の就職先を希望する学生向けのコースである: 弁護士事務所、公認会計士事務所、公証人事務所、行政機関あるいは公的機関の財政ないし財務部局、銀行、保険会社、企業の法務部、法律専門雑誌の出版社。

また、既に以下のような職業に就いていて、税法に関する知識を深めたい者も受け入れる: 弁護士、公証人、公認会計士、行政機関の財政部局担当の公務員等。

(2) 教育内容

①科目(講義と演習)

一般の科目: 租税法。実務的科目: 所得税。貯蓄税制。個人不動産税制。資産税・相続法・企業の譲渡。地方税制(居住税、職業税)。徴税管理(帳簿の検査)。租税訴訟。ヨーロッパ共同体税法・国際租税法・非居住者課税。租税心理学及び租税社会学。

②実地研修

実地研修には二つのタイプがある。一つは、個々人が二ヵ月間、弁護士事務所、公認会計士事務所、公証人事務所、銀行や企業の法務部等で行うものである。もう一つは、エクサン=プロヴァンスの市役所あるいは税務署との協力の下に、二月に納税者に対する助言等のサービスを行う集団実地研修である。

2 DESS Droit Maritime et des Transports (海法・運送法)⁽²⁸⁾

(1) 目的

このコースは、海運業を営む企業あるいは海運業の顧客会社(すなわち、船会社、通過貨物取扱業者、海運代理店、大規模国際運送業者、大手製造業者、

海港)の法務担当管理職、さらに、弁護士、海事鑑定人、海上保険業者、船舶乗組員を養成することを目的とする。ちなみに、マルセイユ港は、貨物揚陸量がフランス最大かつ地中海最大の海港である。

(2) 教育内容

①科目 (講義と演習)

海法。海上運送。海上保険。共同海損。海事実務。海運地理学。陸上運送。航空運送。運送補助者。国際売買と運送のロジスティックス。海事英語。

②実地研修

1ヵ月ないし2ヵ月の実地研修がある。ただし、海事関係の専門職に就いている者はこの実地研修が免除される。

3 DESS Transports Aériens (航空運送)⁽²⁹⁾

(1) 目的

このコースは、次のような職場で管理職を目指す学生のために職業の準備教育を行うものである：航空会社、空港、行政、民間航空の国際組織、航空運送関連企業（通過貨物取扱業者、運送補助者、旅行代理店、航空機製造業者、会計事務所）。

このコースは、より高い地位を目指して自分の能力の範囲を広げようとする専門的職業人をも受け入れる。

ちなみに、エクスには、フランス南東部を管轄する民間航空管制局があり、マルセイユ空港は、乗降客数も取扱貨物量もフランス第4位の空港である。

(2) 教育内容

担当教員は、10人の大学教員と、フランスや外国の企業で管理職を務める約30人の専門家とで構成される。

①科目

航空法 (36時間)⁽³⁰⁾。ヨーロッパ共同体の国際法と制度 (30時間)。民間航空 (30時間)。航空運送当事者の法 (30時間)。航空労働法・航空刑法 (24時間)。宇宙法 (20時間)。航空運送の地理学 (20時間)。航空運送の経済学 (20時間)。航空会社の経営 (60時間)。空港の管理 (60時間)。研究方法論 (6時間)。航空

英語（15時間）。情報処理（20時間）。

② 実地研修

企業での最低2ヵ月の実地研修が行われる。そのほかに、いくつかの企業の訪問による実務研修も行われる。

4 DESS Droit de l'Urbanisme, de la Construction et de l'Aménagement（都市計画法・建築法・国土整備法）⁽³¹⁾

(1) 目的

他のコースと同様に、都市計画や建築に関する専門的職業に就こうとする学生や、既にこれらの職業に就いていて、より高度の知識や技術を習得しようとする者を対象とする。ただし、これらの職業は厳密には、伝統的な不動産業者と、地方公共団体の職員として、あるいは地方公共団体と関わりをもって都市計画や都市政策に携わる者として二分されるが、このコースでは両者の要請に応えるための工夫がなされている。

(2) 教育内容

担当教員の半数は都市計画や建築、不動産業の実務家である。

① 科目

共通必修科目（全体で176時間）：空間の使用の決定と計画に関する法的手段。都市空間の整備と管理の実現に関する法的手段。土地の占有の許可とその証書。取引のための融資。複合的都市計画作用の法的分析。環境法入門。

選択科目（各90時間）：総論。都市計画・都市政策。

② 実地研修

専門的職業人を除いて必修である。行政、企業、弁護士あるいは鑑定人の事務所で3ヵ月間の実地研修が行われる。

二七 5 DESS Droit Notarial（公証人法）⁽³²⁾

(1) 目的

公証人 [notaire] になるには二つの方法がある⁽³³⁾。一つは、公証人職業研修センター [Centre de Formation Professionnelle Notariale] で研修を受け

て、公証人職適性試験 [l'examen d'aptitude aux fonctions de notaire] に合格して公証人職適性免状 [diplôme d'aptitude aux fonctions de notaire] を取得し、計3年間で公証人の資格を取得する方法である。もう一つは、大学法学部で公証人法のDESSを取得した後に2年半の実地修習を経て公証人高等免状 [diplôme supérieur de notariat] を取得し、計3年半で公証人の資格を取得する方法である。このDESSのコースは、後者の道を選んで公証人職を目指す者のためのコースである。

(2) 教育内容

①科目

民法（人事法・家族法）。不動産公法・不動産私法。営業財産法・団体法。不動産税法。民法（債権法・契約法）。

②実地研修

公証人事務所で少なくとも1ヵ月の実地研修が行われる。ただし、公証人職を目指す学生は、この公証人法のDESS取得後、公証人高等免状のコース（エクス=マルセイユ法・経・理大学法学部にも設置されている）に所属し、公証人事務所でさらに少なくとも2年半の実地研修を行わなければならない（1975年7月5日のデクレ第24条～第34条、1973年7月5日のアレテ第6条）。

6 DESS Droit, Economie et Gestion des Collectivités Territoriales

（地方公共団体の法、経済、運営）⁽⁸⁴⁾

(1) 目的

このコースでは、法学、経済学、経営学の学際的な研究が行われる。そのため、法学部だけでなく、応用経済学部 [Faculté d'Economie Appliquée] の教員の協力によって運営される。このコースは、地方公共団体の活動に関心があり、その幹部を目指す学生、あるいは、公施設 [établissements publics]、半官半民会社、非営利社団等への就職を考えている学生向けのコースである。このコースは、地方公共団体や国の地方出先機関の公務員も受け入れる。このコースの前身は、1975年に設置されたDESS Administration publique générale et des collectivités territoriales（一般公共行政と地方公共団体）で

ある。ちなみに、マルセイユは、ブーシュ＝デュ＝ローヌ [Bouches-du-Rhône] 県県庁所在地であり、エクスは同県郡庁所在地である。

(2) 教育内容

担当教員は、法学部及び応用経済学部、政治学院の教員16名と実務家（地方上級行政職 [administrateur territorial] やプロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州会計検査院長 [Président de la Chambre régionale des comptes PACA]、同評定官 [Conseiller]、同州議会事務局局長等）6名とから成る。

①科目

共通必修科目：比較地方自治制度（20時間）。地方公共団体の財政と税制（20時間）。改革の環境・テクノポリス・地方の発展（20時間）。地方公共団体における運営と経済的マネジメントの諸問題（20時間）。

選択科目－経済学：地方の分析の道具と方法（25時間）。地方と都市の発展・半官半民会社・行政機関（10時間）。地方公共団体の経済学（15時間）。局地的雇用政策の評価（14時間）。地方の情報システム（10時間）。地方の統計の入門と利用（10時間）。地方の発展と計画の管理の当事者（27時間）。地方公共団体における人的資源の管理（12時間）。論文と実地研修の方法論（19時間）。

選択科目－法と行政：地方の基本法（25時間）。地方公務員制度（25時間）。地方行政訴訟（20時間）。都市計画（20時間）。地方税制（20時間）。地方の戦略と当事者（14時間）。管理の実務（10時間）。地方公共団体の運営と管理（14時間）。地方出先機関と国家によるコントロール（14時間）。

②実地研修

最低60日間の実地研修が義務づけられる。

7 DESS Droit de la Vigne et du Vin（葡萄と葡萄酒の法）⁽³⁵⁾

(1) 目的

このコースは、葡萄栽培・葡萄酒醸造の製造業や商業に関する組織の管理職あるいは職業的専門家を目指す学生や、外国との取引の必要や生産物の品質の改善の必要から、さらに職業教育を受けたい葡萄酒醸造者のために1983年に設

けられた。前述のように、このコースは、現在のところ、フランスではボルドーとエクスにしか設けられていない。ちなみに、エクスには、ブーシュ＝デュ＝ローヌ県農業会議所とプロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州農業会議所がある。

(2) 教育内容

講義は、フランス南東部のドーフィネ [Dauphiné] 地方ドローム [Drôme] 県 シューズ・ラ・ルース [Suze La Rousse] にある私立の葡萄酒大学 [Université du Vin]⁽³⁶⁾ で合計300 時間行われる。大学教授以外に、国家公務員、国際公務員 (国際葡萄・葡萄酒協会 [Office International de la vigne et du vin; 略称O.I.V.] 職員)、欧州委員会職員、全国酒類研究所 [Institut National des Appellations d'Origine des vins et eaux-de-vie; 略称I.N.A.O.] 職員、全国葡萄酒同業連合局 [Office National d'Interprofessionnel des Vins; 略称ONIVINS] 職員、葡萄酒醸造業者組合の委員、葡萄酒醸造業者等が担当する。

①科目

(A) 入門科目

葡萄産地と葡萄酒。フランスと世界の葡萄酒。葡萄酒醸造学初歩。科学的分析・鑑定方法。葡萄酒の経済的文化的地位。

(B) 葡萄栽培・葡萄酒醸造の開発

個人的開発。集団的開発。葡萄栽培・葡萄酒醸造の開発の直接的間接的税制。葡萄栽培・葡萄酒醸造企業の労働法。

(C) 生産物に関する規定

ヨーロッパ共同体による規制。原産地統制名称と銘柄。品質管理と消費者保護。不正行為の禁止。分類。葡萄酒の税制。製造業者と販売業者の責任。原産地表示の国際的保護。

(D) 葡萄栽培・葡萄酒醸造の制度と市場。

共通農業政策と葡萄酒。テーブルワインの取引に関するヨーロッパ共同体の組織。葡萄栽培・葡萄酒醸造の手續の経済学。葡萄栽培・葡萄酒醸造の組合活動。競争法。葡萄栽培・葡萄酒醸造のマーケティング初歩。葡萄酒の国際取引。

(E) 方法論

論文執筆と文献調査の方法論。

② 実地研修

葡萄栽培・葡萄酒醸造に関連する行政あるいは私企業、半官半民会社で、最低3ヵ月の実地研修が義務づけられている。職業的専門家にはこの実地研修は免除される。

8 DESS Lutte contre la Délinquance et les Déviations (犯罪と逸脱行動に対する闘い)⁽³⁷⁾

(1) 目的

このコースは、次の二つのカテゴリーに含まれる者のために、1991年に創設された。ちなみにエクスには控訴院と違警罪裁判所、拘留所、税関事務所がある。

①既に犯罪と逸脱行動に対する闘いに従事している者：公的部門の専門的職業人（司法警察職員、憲兵隊員、司法官、刑務行政及び少年の司法的保護行政の幹部、県・市町村の犯罪予防関係の公務員、税関職員、税務署職員等）。私的部門の専門的職業人（警備会社の幹部、防犯設備の製造ないし設置を行う企業の幹部、大企業の防犯警備部門の幹部等）、関連する社団（犯罪被害者・麻薬中毒患者・自殺の傾向のある者を救援する社団、保護観察扶助委員会等）の活動家等。

②次のような職業を目指す学生：私的部門では、弁護士、大企業の防犯警備部門等。公的部門では、司法官、少年の司法的保護担当者、裁判所書記、警視、刑事官、憲兵隊員、刑務所行政官、税関職員、税務署職員等。

(2) 教育内容

① 科目

社会予防策。フランスの都市政策・刑事訴訟の現代的課題・比較刑事訴訟。フランスの都市政策の作用。状況予防措置・犯罪学。民間の防犯対策（人事と装備）・紛争の非訴訟的解決。犯罪予防のための都市空間及び不動産の改善（環境デザイン）。（犯罪被害者、麻薬中毒患者等の）救援の社団。警察の組織と機能。憲兵隊の組織と機能・科学警察研究所。検事局の組織と機能。予審の

組織と機能。判決機関〔裁判所〕の組織と機能。刑罰とその執行。犯罪少年及び虞犯少年の保護措置とその適用例。逸脱行動（麻薬中毒，アルコール中毒，自殺，ニコチン中毒）の治療。犯罪心理学・犯罪精神医学。比較犯罪学。

②実地研修

このコースのテーマに関連する各種の行政機関，企業，社団において，3ヵ月間の実地研修が義務づけられている。

9 DESS Contentieux et Procédures d'Exécution（訴訟と執行手続）⁽³⁸⁾

(1) 目的

このコースは，訴訟法と執行法に関する専門的知識を獲得させることを目的とし，執行人 [huissier de justice] を目指す学生を対象として，1995年に設置された。ちなみに，エクスには，控訴院，大審裁判所，小審裁判所，商事裁判所，労働審判所がある。

(2) 教育内容

担当教員は，法学部教員8名と，裁判官（大審裁判所，控訴院），弁護士，控訴院代訴士 [avoué à la Cour]，執行人等の実務家8名とから成る。

①科目

一般的講義：よき司法の憲法的国際的保障（20時間）。民事訴訟手続（20時間）。執行法（20時間）。

演習A）訴訟法演習（各20時間）：大審裁判所一本案と仮の訴訟手続。申立趣意書と弁論の作成。控訴院。労働事件の訴訟。刑事訴訟手続。行政訴訟・租税訴訟。証拠の方法論。

演習B）執行手続演習（各20時間）：執行裁判官。動産差押え（フランス法とヨーロッパ法）（40時間）。不動産差押え。債権の国際的取立て。イギリス法における判決の執行。商事事件における倒産手続。

②実地研修

3ヵ月の実地研修が行われる。これは，まとめて行ってもよいし，少なくとも1週間以上の期間ずつ数回に分けて行ってもよい。この実地研修は，裁判補助者（弁護士，控訴院代訴士，執行人，裁判所書記，公証人，動産公売官

[commissaire priseur], 公認仲買人 [agent de change], 裁判上の管理者 [administrateur judiciaire], 企業の清算における裁判上の清算人 [mandataire judiciaire à la liquidation des entreprises], 鑑定人) の事務所, あるいは, 行政機関や企業, 社団, 組合の訴訟担当部門で行われる。

10 DESS Aide Humanitaire Internationale, Prévention-Urgence-Réhabilitation (国際人道援助, 予防・救急・復興)⁽³⁹⁾

(1) 目的

このコースは, 専門的組織の現場や本部で働く国際人道援助の幹部を養成することを目的として, 1995年に設置された。

(2) 教育内容

①科目

入門的集中講義(9月に10日間): エクス=マルセイユ第三大学, ビルバオ [Bilbao] 大学 (スペイン), ボーフム [Bochum] 大学 (ドイツ), フローニンゲン [Groningen] 大学 (オランダ), ルーヴァン=ラ=ヌーヴ [Louvain-la-Neuve] 大学 (ベルギー), ダブリン [Dublin] 大学 (アイルランド), ウプサラ [Uppsala] 大学 (スウェーデン), ローマ・ラ・サピエンツァ [Rome la Sapienza] 大学 (イタリア) のいずれかの大学で行われる。

基礎教育(9月末~1月末): 外国語。国際人道援助の法的枠組。国際人道法・難民法。経営学—ロジスティックス。人類学。医学—疫学。地理学的地政学的データ。人道援助の出資者・操作者としての欧州連合。会計学。情報処理。

専門教育(2月~5月): 次の(A)か(B)のいずれかを選択する。

(A) 人道援助の法と地政学 (エクサン=プロヴァンスにおける講義)

(a) 人道援助の行為者の戦略における地政学的法

人道的活動と国家の主権: 干渉の問題。活動と人道的諸原則: 公明正大・中立・倫理。人道援助と危機管理: 代理人, 補佐, アリバイ? 人道的コミュニケーションと行為者の位置決め: 契約, 独立(無関係)。公的人道援助と私的人道援助・文民的人道援助と軍事的人道援助。様々なタイプの行為者によるその戦略の紹介。

(b) 人道的危機の地政学的理由に直面した法

予防と検診の諸問題：人道的リスクの法的疫学。危険地帯：人権の地政学。人道的リスクの法的管理：人道的見地の危機管理への統合。援助のフローの地政学的分析。危機後の再建の法的地政学的側面。

(B) 次のヨーロッパの大学網（ビルバオ大学、ポーフム大学、ルーヴェン・カトリック大学、フローニンゲン大学、ダブリン大学、ローマ・ラ・サピエンツァ大学、ウブサラ大学）による講義

経営と法。法と医学。疫学。地政学。復興から農業の発展へ。破局の社会心理的医学。平和の研究。

② 実地研修

人道援助に関連する国際機構、NGO、行政機関において（本部あるいは現場で）、2ヵ月（春～夏）の実地研修が行われる。

11 DESS Droit Public et Pratique Notariale: Collectivités Locales et Urbanisme（公法と公証人実務: 地方公共団体と都市計画）⁽⁴⁰⁾

(1) 目的

地方公共団体が直面する複合的諸問題の解決のため、地方公共団体に関する公法、都市計画、環境についての教育を、公証人を目指す学生、あるいは、既に公証人となっている者に対して行うことを目的とする。また、行政行為、契約、都市計画の領域において利用者の法的安全をよりよく保障するために、地方分権化から生じる法的諸問題に対する関心を公証人にもたせることを目的とする。このコースは、1996年に設置された。

(2) 教育内容

担当教員は、大学教授と公証人を含ま実務家とから成る。

① 科目

次の(A)(B)の2つのコースのうち1つを選択しなければならない。

(A) 地方公共団体コース

公証人実務に適用される行政法の基礎的諸概念。公証人実務に適用される地方公共団体法の基礎的諸概念。権限の委任と署名の研究。自治体

相互間の発展に関する法的諸問題（特に財産の譲渡）。公法人の財産の管理。公の工作物の取引と制御。公法人と私法上の法人との協力。地方公共団体の経済的介入の法。ヨーロッパ共同体による強制。競争法。地方公共団体の介入の予算上の制約（税制と資金調達）。税制と公正証書。地方公共団体の行政行為のコントロール。

(B) 都市計画コース

都市計画の地方分権化に関する1983年法によって設けられた制度の研究。地方公共団体の自由を取り巻く諸規範。都市計画の文書と環境の保護。土地占用計画（地区割り政策に関する実務上の諸問題）。土地占用計画（法律家と新世代の土地占用計画の練り上げ）。不動産の支配。都市計画の資金調達と税制。建築許可及びその他の土地利用に関する判例と実務の現況。都市の整備活動。都市の建築財産。

12 DESS Conseil Juridique aux Armées（軍に対する法的助言）⁽⁴¹⁾

(1) 目的

陸軍の永続的な任務の一つとして、その文民及び軍人の職員に対し、彼らが私的生活上の行為において直面する様々な困難を解決するために、法的行政的社会的援助を与えることが挙げられる。この義務を果たすために、軍は1984年、その軍人養成課程に法・行政・社会情報室を設置した。この情報室の活動は、主に法学修士号あるいは法学部の第三課程の免状を取得した召集兵の中から選ばれた法律家将校によって担われてきた。この活動は多くの成果をあげてきたが、1996年に国民役務（兵役）の制度が停止されたことによって、陸軍は法律家将校の供給源を絶たれることになった。そのため、陸軍は、この任務を担いようとする将校の養成を大学に依頼しようと考えた。陸軍参謀本部との提携により設置されたこのエクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部のDESSは、目下のところ、法律家将校を養成するDESSとしてはフランスで唯一のDESSである。このDESSの免状取得者は、専門法律家将校としての契約を陸軍と結ぶ優先権を有する。ちなみに、エクスには空軍地中海軍管区司令部と陸軍情報調査部、軍人（将校）福祉厚生センター、陸軍幼年学校 [lycée militaire]、マルセイユ

には陸軍南部防衛軍区本部，マルセイユ近郊のオーバーニュには，外人部隊司令部，隣県のトゥーロンには海軍地中海軍管区司令部がある。

(2) 教育内容

①科目

A. 講義

民法（人，家族，財産，契約，責任）（100時間）。民事訴訟手続（20時間）。ヨーロッパ労働法（20時間）。租税法（所得税，地方公共団体税，登録免許税）（20時間）。国際私法（国籍，人事法，婚姻，親子関係，養子縁組）（20時間）。

B. 専門演習

軍隊組織（国防に関する公権力組織，陸軍の組織）（20時間）。軍事法（軍規総論，軍事裁判，武力衝突の法）（40時間）

②実地研修

陸軍に属する部局の一つで，3ヵ月に1回，少なくとも1週間ずつの実地研修が行われる。

13 DESS Droit, Economie et Science de l'Environnement（環境の法・経済・科学）⁽⁴²⁾

(1) 目的

このコースは，様々な能力を持つ環境の管理者を養成することを目的とする。この目的は，自己の事業と環境との関係をあらゆる観点から検討しなければならない企業や行政機関のニーズに対応している。したがって，このコースは，自然科学の基礎教育を受けた学生に，環境問題を包括的に処理するために必要な法的経済的知識を与えることと，社会科学の基礎教育を受けた学生に，環境に関する科学的基礎知識を与えることを目指す。このコースは，既に環境の管理の分野で職業生活を送っている者で，その知識を深めたい者をも受け入れる。ちなみに，エクス郊外には州環境局（環境省の外局）や地中海沿岸地方森林保護財団がある。

(2) 教育内容

事例研究や野外授業を行う。また，担当教員の30%は環境の専門家（実務家）

である。環境に関するデータベースやインターネットを使用する。

①科目

環境の管理（環境の諸概念，問題点，政策）（60時間）。環境リスクの管理（評価と予防）（140時間）。環境損害の管理（100時間）。環境に関する応用英語（20時間）。環境に関する応用情報処理（20時間）。環境コミュニケーション（10時間）。研究方法論（10時間）。

②実地研修

環境の専門家のもとで3ヵ月ないし6ヵ月の実地研修が行われる。

14 DESS Droits Immatériels et Nouvelles Technologies（無体財産権と新科学技術）⁽⁴³⁾

(1) 目的

このコースは、企業の法務部、弁護士事務所、工業所有権評議会等で活動する、知的所有権と新科学技術〔「新科学技術」と銘打たれているが、実はコンピュータ関連の情報処理技術を指す一筆者注〕の専門法律家の養成を目的とする。また、このコースは、自然科学系あるいは経営管理の学位を有する者で、法律的な専門知識を深めたい者をも受け入れる。

(2) 教育内容

10月から5月まで、週約20時間の講義と演習が、法学部教授及び実務家（弁護士、公証人、企業法務担当者、工業所有権評議会によって特許を与えられた技師等）によって行われる。

①科目

A. 識別票の法

(a) 商標

フランスの規制，ヨーロッパ共同体の規制，国際的規制。契約上の技術。

(b) 名称

企業の識別票，原産地呼称，原産地表示。ヨーロッパ共同体の規制と国際的規制。

B. 創作物の法

(a) 特許

フランス、ヨーロッパ、特許協力条約 [P.C.T.] の特許の登録と交付。
契約上の技術。

(b) 意匠

C. 知的所有権の税制

D. 新科学技術の法

ソフトウェア、コンピュータネットワーク。電子商取引。情報処理契約。

E. 英語

②実地研修

6月から8月までの3ヵ月間、企業、弁護士事務所、工業所有権評議会等において実地研修が行われる。

IV おわりに

エクス＝マルセイユ法・経・理大学（第三大学）法学部に設けられている14のDESSのカリキュラムは以上のとおりである。これを概観して、印象に残ったことや補足すべきことを記しておこう。

まず、各コースにはそれぞれ担当責任者⁽⁴⁴⁾が置かれ、この責任者が多数の実務家を含む講師陣を組織する。コースによって、授業時間数にも、受け入れる学生数にも、教員数や実務家教員の割合にも、かなりのばらつきがある。

次に、日本の法学系の大学院において、主として社会人を対象に高度専門職業人の養成を目的として設置された課程は、コースの種類の多様性の点で、エクスのDESSに比べて著しく見劣りする⁽⁴⁵⁾。ただし、既に見てきたように、エクスのDESSの各コースは20数年かけて少しずつ設置されてきたのであり、一朝一夕にできあがったものではないから、日本の法学系大学院にも、ここまで発展する可能性は十分有る。むしろ、両者の基本的差異は、次に述べるように、量よりも質にあると思われる。

第一に、「I はじめに」でも述べたように、エクスのDESSには実務的な科目が多数配置されている。しかも、実務的な「法律」科目ではなく、法律学の

枠を離れた科目も少なくない（「海運地理学」、「海事英語」、「葡萄酒醸造学初歩」、「犯罪心理学・犯罪精神医学」等）。各コースでは、複数の学問分野に渡る学際的 [interdisciplinaire] 教育がなされている。これは、1968年の高等教育基本法の基本的理念の一つである「複数学問分野 [pluridisciplinaires]」の理念⁽⁴⁶⁾の具体化と見ることができよう。この点で、日本の大学法学部ないし法学系大学院は、一般に、法学部では「法律科目」だけを教えなければならないという固定観念に捕らわれている傾向があるように思われる。ただし、この呪縛から解き放たれるためには、多くの実務家を含む教員の確保の問題を克服しなければならない。

第二に、日本の法学系の大学院において、主として社会人を対象に高度専門職業人の養成を目的として設置された課程は、学問分野別という性格が色濃く残されたコース区分になっている⁽⁴⁷⁾のに対し、エクスのDESSは、むしろ職業別のコース区分を採用しており⁽⁴⁸⁾、一つのコースの中に公法系の科目と私法系の科目が共存していることが少なくない。これは、フランスの大学のDESSが、社会人の再教育（リカレント）よりも、むしろ法学部学生の職業教育（日本では通常、就職後の社内教育として行われる余地しかない教育）に焦点を当てているからであろう。ただし、こうした実務教育は、あくまでも4年間の基礎理論教育の上に成り立っていることを忘れてはならない。DESSへの登録資格を原則として法学修士号を取得済である者とするにより、受講者に基礎的な法学の素養があることを前提とした実務的な法学教育や、受講者の志向する職業に関連する、法学以外の学問に関する教育が可能になるのだと思われる。

前述のように、DESSの設置の可否が、当該DESSの関連業界において十分な雇用があるか否かを見極めたうえで決定されるということは、大学側の正確な分析とシビアな判断が要求されることを意味する。また、実地研修は、企業や行政、司法等の研修受入先にとって重い負担となるであろう⁽⁴⁹⁾し、多くの実務家非常勤講師の派遣も同様であろう。これらのことが可能になるためには、大学と企業・行政・司法等が密接かつ良好な関係を築き、維持していくことが必要である。特に、当該大学区の企業・行政・司法に大学がパートナーとして受け入れられていなければならない。そのため、フランスの大学はDESS以外

の局面でも企業や行政、実務法曹と密接に関わっているようである。例えば、エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部は、第一課程の学生から博士号取得者に至るまで、試験や論文の成績優秀者に対して各種の賞 [prix] (それほど高額ではないが賞金がつく) を設けている。その賞の多くには、企業や行政、弁護士会をはじめとする各種法律家団体等実に多種多様な団体がスポンサーとなっていて、毎年1月に行われる授賞式にも各団体の代表者が出席して学生に賞を授与している⁽⁵⁰⁾。

以上で、フランスの大学法学部におけるDESSの紹介を終える。

さて、フランスの大学法学部において行われているような専門的職業教育を、日本の大学法学部あるいは法学系大学院にも導入すべきか否か、また、導入が可能か否かは、短兵急に判断できることではないし、私自身も、現在のところ、結論を下すには至っていない。この判断には、彼我の教育制度全体及び雇用形態、雇用環境、職業観、労働観の比較考察を必要とするであろう。拙稿が、この問題に関する議論の呼び水として、あるいは参考資料として、いくばくかの寄与を果たすことができれば幸いである。

<注>

- (1) 司法制度改革審議会『中間報告』（平成12年11月20日）9－10頁（ジュリスト1198号179頁，法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』121-122頁）。ところで、本稿脱稿後、司法制度改革審議会は、2001年6月12日に、最終意見として『意見書』を内閣に提出した。ただし、改革の基本的理念は既に『中間報告』において確立されているので、以下では、『中間報告』を前提として論じる脱稿時の立場を原則として維持する。なお、『意見書』（Ⅱ21世紀の司法制度の姿）においては、「司法制度改革の三つの柱」は、内容は同じだが順序を入れ替えて、「1 国民の期待に応える司法制度の整備（制度的基盤の整備）」「2 司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）」「3 国民的基盤の確立」となっている。『意見書』の全文については、<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html>を参照。
- (2) 司法制度改革審議会『中間報告』12-13頁（ジュリスト1198号181頁，法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』123-124頁）。
- (3) 司法制度改革審議会『中間報告』23頁（ジュリスト1198号179頁，法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』121-122頁）。
- (4) 司法制度改革審議会『中間報告』25頁（ジュリスト1198号186頁，法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』130頁）。
- (5) 司法制度改革審議会『中間報告』9頁，22頁（ジュリスト1198号179頁，185頁，法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』121，128頁）。この法曹人口の増加について、『意見書』（Ⅳ 司法制度を支える法曹の在り方）は、「具体的には、平成14（2002）年の司法試験合格者数を1200人程度とするなど現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16（2004）年には合格者数1500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替・・・が予定される平成22（2010）年頃には法曹資格新司法試験の新規取得合格者数を年間3000人とすることを目指すべきである」と段階的な増加を図る旨を述べている（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html>）。
- (6) 平成11年度において、全国の大学法学部が全体として4万7千人余りの入学者を受け入れていると見積もられている（司法制度改革審議会『中間報告』13頁（ジュリスト1198号181頁，法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』123頁））。
- (7) ただし、1990年代以降、いわゆる大学院重点化が進められたいくつかの大学の大学院では、研究者養成コースとは別に、職業人養成のコースを設けるようになってきている。法学系大学院に限ってみると、例えば、最も初期の段階でこの試みを開始した筑波大学大学院企業法学専攻は、高度専門職業人の養成を目的として1990年度に開設された。この大学院は専ら有職の社会人を対象としている（筑波大学大学院企業法学専攻 ロースクール構想委員会「筑波大学社会人大学院企業法学専攻（東京地区）における法科大学院構想－高度専門職業人教育10カ年の経験に基づいて」ジュリス

ト1189号130頁)。これに対し、東京大学大学院法学政治学研究所修士課程には1991年度から専修コースが設けられ、学部卒業生や職業人、外国人等が受け入れられている (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp>) ほか、2002年度から知的財産法や紛争処理法等のビジネス関連法を扱う「ビジネス・ロー・センター」が開設され、企業の社員向け教育が始められる予定である(朝日新聞2001年4月22日付朝刊)。また、京都大学大学院法学研究所修士課程 (<http://www.law.kyoto-u.ac.jp>) や北海道大学大学院法学研究所修士課程 (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/daigakuin/> (3) mc.htm) にも同様の専修コースが設けられており、名古屋大学大学院法学研究所博士前期課程(名古屋大学法学部ニュース第3号(1999年4月)4頁、日本経済新聞1994年9月23日付名古屋版朝刊)や一橋大学大学院法学研究所(修士、博士両課程) (<http://dirr.nacsis.ac.jp/cgi-bin/search/>) にも名称は異なるが同趣旨の高度専門人養成コースが設けられている。さらに、神戸大学大学院法学研究所は1993年度から社会人コースを設け、現在、博士前期課程に専修コースと社会人コース、後期課程に高度専門職業人コースが設けられている (<http://www.law.kobe-u.ac.jp/postgraduate/menu.html>)。立命館大学大学院法学研究所にも、1994年度から専修コースが設置され、1998年度から高度専門職業人養成を充実させるため、司法専修コース(主として法曹を養成)と法政専修コース(主として公務員、国際法務担当者、隣接法律職を養成)が設置されている (<http://www.ritsumei.ac.jp/>)。

しかし、東京大学大学院法学政治学研究所の専修コースは、現在のところ、経済法務専修コースと比較法分化専修コース、公共政策専修コースⅠ、同Ⅱの4つ、京都大学大学院法学研究所修士課程の専修コースも、基礎法学、公法、民刑事法、政治学の4つ、北海道大学大学院法学研究所の専修コースも、高度法学コース、企業法務コース、公共政策コース、国際総合コースの4つ、名古屋大学大学院法学研究所の高度専門人養成コースも、市民法務、企業法務、公共政策、国際関係の4コース、一橋大学法学研究所も、経済関係法専攻、公共関係法専攻、国際関係法専攻の3つ、神戸大学大学院法学研究所の専修コース、社会人コース、高度専門職業人コースも経済関係法専攻、公共関係法専攻、政治社会科学専攻の3つ等と、大まかな区分になっており、フランスの大学に比べてメニューの多様性の点で著しく見劣りする(後述のカリキュラム参照)。

これに対し、早稲田大学大学院法学研究所では、1994年から社会人入試制度を導入し、現在、社会人を対象に、「企業法務と国際化」、「環境問題と法」、「証券取引と法規制」、「金融関係法」、「国際協力と法」、「知的財産紛争と法」、「雇用社会と法」の特定課題による教育を行っており (<http://www.waseda.ac.jp/gradlaw/shakai-jin/shakai.html>)、カリキュラムの点ではフランスの大学と同様の方向を目指しているように見える。ただし、上記の諸大学の掲げホームページの概要を読むかぎりでは、立命館大学等を除く大半の大学においては、学生よりもむしろ社会人(職業人)の再教育(リカレント教育)の傾向が強く感じられ(特に、筑波大学大学院企業法学

専攻は対象を社会人（職業人）に限定している）、専修コースの修了が就職に直結しているとは言いがたい。また、大学院重点化の行われていない大学（特に大部分の私立大学）では、法曹以外の職業を選択する法学部生のための専門的職業教育は全くなされていないに等しい。

なお、経済・経営系では、1978年4月の慶応義塾大学大学院経営管理研究科におけるMBAコースの設置を嚆矢として、やはり1990年代以降、社会人を対象とした高度専門職業人養成のための大学院の設置が活発になってきている。最近の例では、一橋大学大学院国際企業戦略研究科内に2000年10月に設けられた国際経営戦略講座（MBAコース）や、2002年度に開設される予定の早稲田大学技術経営（MOT）大学院（朝日新聞2001年4月4日付朝刊）等がある。さらに、この問題に関して、眞鍋俊二「『高度専門職業人教育』に関する若干の論点について―法科大学院構想をめぐる議論を契機として―」関法50巻6号344-375頁参照。

- (8) 司法制度改革審議会『中間報告』（平成12年11月20日）ジュリスト1198号181頁。ただし、『意見書』は、「Ⅳ 司法制度を支える法曹の在り方 第6 法曹養成制度の改革 2 法科大学院」に「(5) 法学部教育の将来像」という項目を設けてこれに言及しているが、「その〔法学部の〕機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない」とした上で、「法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が図られるべき」だと一般的抽象的に論じているに留まり、学段階における専門的職業教育の導入には触れていない（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html>）。
- (9) このうち、法曹コース以外のコースをも設置することを検討しているのは、熊本大学案（3年次から法曹コース、企業法務コース、公務員コース等を設置する。熊本大学法学部法科大学院構想検討委員会「地方における法科大学院の必要性―提携と協力への模索」（1999年12月4日）法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』486、488頁）、明治大学案（3年次から法曹コース、総合法律コース、国際法文化コースを設置する。伊東進「明大の法曹養成教育と法科大学院構想の骨子について 報告要旨」（2000年1月8日）法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』388頁）、早稲田大学案（3年次から企業法コース、国際関係コース、公共政策コース、法曹コースを設置する。早稲田大学ロースクール検討会ワーキンググループ「私立大学における法学教育と法曹養成」（2000年1月23日）法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』367頁）、金沢大学案（2年次から法律実務コースと国際法務コースを設置する。金沢大学大学院法学研究科改組に関するワーキング・グループ「法学部・大学院法学研究科における法学教育の将来構想（骨子）―21世紀に向けた法学教育のあり方をめざして―」（2000年2月26日）法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』406-410頁）、大阪大学案（法律コース、政治・行政コース、国際関係法コースを設置する。大阪大学大学院法学研究科「法科大学院問題検討会」「大阪大学における法科大学院の設置をめざして―法学教育

の抜本的改革からの提言」(2000年3月31日) 法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』501-502頁)、関西大学案(2年次からビジネスコース、公務コース、法曹コース、国際コース、公共政策コース、行政コースを設置する。孝忠延夫「法曹養成機関としての大学の責務」(2000年4月28日) 法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』439頁)、関西学院大学案(3年次から法曹コース、企業法務コース、公共政策コース、国際関係コースを設置する。「関西学院大学法科大学院(仮称)構想」(2000年5月27日)ジュリスト1198号252頁)、創価大学案(3年次から法曹コース、ジェネラリストコース(行政職、企業・経営、政治・国際)を設置する。「創価大学の志向する法科大学院構想」(2000年6月17日)ジュリスト1198号252頁、法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』290頁)、獨協大学案(3年次から企業一般コース、公務員コース、法曹コースを設置する。「獨協大学法学部とロースクール」(2000年7月22日)ジュリスト1198号253頁、法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』304-306頁)、東海大学案(法職コース、経営法コース、国際コースを設置する。「法科大学院設立に関する構想」(2000年9月30日)ジュリスト1198号254頁)である。

- (10) 学段階における法曹コースの設置に否定的な見解として、川嶋四郎「法学部教育と法科大学院教育の関係 [研究者からの提言] 月刊司法改革臨時増刊『シリーズ21世紀の司法改革Ⅰ 法科大学院の基本設計』75～76頁、野島 正「法学部教育と法科大学院教育の関係 [実務家からの提言] 月刊司法改革臨時増刊『シリーズ21世紀の司法改革Ⅰ 法科大学院の基本設計』82頁、九州大学法科大学院構想(九州大学大学院法学研究科ワーキング・グループ案「法科大学院構想と法曹養成教育の再構築」(1999年12月13日) 法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』473-474頁)、立命館大学法科大学院構想(市川正人「京都法政学校から立命館京都法科大学院へ」(2000年1月30日) 法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』432頁)等がある。
- (11) 拙稿「フランスにおける法学教育と法曹養成」西南学院大学法学部編『法学教育と法曹養成 日本型ロースクール問題検討報告書』第4号31-32頁。
- (12) 学段階の教育を含めて、フランスの法学教育の全体像を紹介した文献は少ない。私の参照しえたかぎりでは、以下のようなものがある。星野英一「フランスの法学教育」(同『民法論集第九卷』(有斐閣、1999年) 239-297頁所収。初出は日本公法学会=日本私法学会編『法学教育』(有斐閣、1959年))。滝沢正「フランスの法学教育機関」判タ457号45-50頁。同「フランスの法学教育」判タ460号35-40頁。同「フランスの法学教育のにない手」法時54巻4号101-104頁。同『フランス法』(三省堂、1997年) 209-220頁。北村一郎「フランスの法学教育」法時67巻3号52-56頁。大村敦志「フランスの法学教育—学習・論文作成の方法」法教169号、170号(同『法源・解釈・民法学 フランス民法総論研究』(有斐閣、1995年) 104-130頁所収)。エレンベルガー・ホルガー(吉垣 実 訳)「フランスにおける法曹教育制度」東海法学20号267-282頁。川神 裕「フランスにおける法曹養成制度について」判時1680号42-45頁。

- (13) これについては、拙稿・前掲注(11)参照。
- (14) この大学は、エクス(エクサン＝プロヴァンス) [Aix-en-Provence] 市とマルセイユ市、アヴィニョン市、アルル市を包含するエクス＝マルセイユ大学区にキャンパスがあるので、この名がある。エクス＝マルセイユ第三大学 [Université d'Aix-Marseille III] とも呼ばれる。つまり、エクス＝マルセイユ大学区内に大学は四校あり、アヴィニョン大学 [Université d'Avignon et des pays de Vaucluse] 以外は全て、エクス＝マルセイユの名を冠して番号が付けられている。エクス＝マルセイユ第一大学は文学部(エクス)と理工学部(マルセイユ)、第二大学は文学部、経済学部、医学部、薬学部、歯学部、体育学部(一部の研究所はエクス、他はすべてマルセイユ)、第三大学は法学部(エクス)、応用経済学部(エクス)、理工学部(マルセイユ)から成る。法学部は15世紀初頭に遡る伝統を有し、フランス民法典起草者・宗務大臣ポルタリス [Jean-Etienne-Marie Portalis, 1746-1807. 1762年から1765年にかけて在学。詳しくは拙稿「18世紀フランスの法学教育とポルタリス—民法典成立前史一斑—」西南学院大学法学論集32巻1号33～100頁参照]、第三共和制初代大統領ティエール [Louis Adolphe Thiers, 1797-1877. 歴史家としても知られ、1818年にエクス大学に提出した論文“Eloge de Vauvenargues”で法学博士号を取得した (Arnaud (A. B. D'), *Evocation du Vieil Aix-en-Provence*, Paris, 1964, p. 160)], ノーベル文学賞受賞詩人ミストラル [Frédéric Mistral, 1830-1914. 1849年から1854年にかけて在学 (Arnaud (A. B. D'), *op. cit.*, p. 237)。1904年にノーベル文学賞受賞]、画家セザンヌ [Paul Cézanne, 1839-1906. 1859年から1860年にかけて在学] 等を輩出している。また、後にパリ大学教授、法学部長、文部大臣を歴任したリペール [George Ripert, 1880-1958. プラニオール [Marcel Planiol, 1853-1931] の後継者として、民法の有名かつ浩瀚な体系書を改訂したほか、海法、商法、法理論の分野で世界的な業績をあげた科学学派の法学者] も、エクスの法学部を卒業後、1906年から1918年まで同法学部教授を務めた。沿革等アンシャン・レジーム下のエクス大学については、拙稿・前掲注(14)参照。以下、エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部をしばしば「エクス」と略称する。

なお、1968年11月12日の高等教育基本法 [Loi n° 68-978 du 12 novembre 1968 d'orientation de l'enseignement supérieur] は、従来の学部 [faculté] を解体し、「教育研究単位 [Unité d'enseignement et de recherche]」として再編(1986-87年度から、「養成研究単位 [Unité de formation et de recherche]」に名称変更)したが、エクスでは「○○学部」という呼称が慣用されているため、本稿でもこの慣用に従う。また、本稿では、原則として、日本の大学院に相当する第三課程も含めて、「法学部」という表現を用いる。

- (15) ジャック・オーディエ [Jacques Audier] 教授は、1944年生まれ。1988年からエクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部教授。国際葡萄・葡萄酒協会 [Office International de la Vigne et du Vin (O. I. V.)] 法律顧問。欧州委員会鑑定人。世界

- 知的所有権機関 [OMPI, WIPO] 鑑定人。農業法, 「葡萄と葡萄酒の法」専攻。主著: *Droit rural-Droit forestier*, Paris, Economica, 1993; *Droit rural*, 2^e éd., Paris, Dalloz, 1999; La protection juridique des terroirs, *Bull. Office International de la Vigne et du Vin (Bull. O. I. V.)*, 1992, p. 75; La réglementation française sur la publicité et la promotion des boissons alcooliques, *Bull. O. I. V.*, 1992, p. 747; Les interdits du droit et le vin, *Bull. O. I. V.*, 1992, p. 969; De la nature juridique de l'appellation d'origine, *Bull. O. I. V.*, 1993.
- (16) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *Guide du Troisième Cycle du Doctorat et de la Recherche, 2000-2001*, p. 69.
- (17) 「1974年のアレテ」第2条1項は, 「高等専修免状 [DESS] は, 専門的職業生活 [vie professionnelle] への直接の準備となる高度に専門化された応用教育 [formation appliquée] [が施されたこと] を裏づけるものである」と規定し, 同2項は「この教育は, 第二課程において施された教育を補充する特殊な領域における深い知識 [connaissances approfondies] の獲得 [acquisition] と, 一定の型の活動の実行を助長するための技術 [techniques] の獲得とを目的とする」と規定している。この規定は, 「1992年のアレテ」第6条に引き継がれ, 特に, 「1974年のアレテ」第2条2項は一字も修正を受けることなく「1992年のアレテ」第6条2項となっている。ただし, 「1992年のアレテ」第6条第1項は, 「高等専修免状は, 専門的職業生活への直接の準備となる専門化された教育 [formation spécialisée] [が施されたこと] を裏づけるものであるが, この教育は, 初期教育あるいは継続教育 [formation initiale ou continue] において達成されうる」と規定し, 第二課程を修了して直ちに DESS を志願する者のみならず, いったん社会に出て一定の職業生活を送った後に DESS を志願する者をも受け入れる余地のあることを示唆している。
- (18) 富安瑛躬「高等教育基本法後のフランスの大学の動向」レファレンス304号53～54頁。ソワッソン [Jean-Pierre Soisson] は1934年生まれ。パリ大学法学部及び国立行政学院卒業。パリ政治学院助教授(1962-1968), ヨンヌ [Yonne] 県選出国民議会議員(独立共和派 [RI], のちフランス民主主義連合 [UDF] (1968-1978, 1981-1988, 1993-), ヨンヌ県議会議員 (1970-1976), オーセール [Auxerre] 市長 (1971-), 大学閣外相 (1974-1976), 独立共和派副総裁 (1975), 職業教育閣外相 (1976), 青少年・スポーツ閣外相 (1976-1977), 共和党幹事長 (1977-1978), フランス民主主義連合副総裁 (1978), 青少年・スポーツ・レジャー大臣 (1978-1981), ヨンヌ県議会副議長 (1982-1988), ブルゴーニュ州議会議員 (1983-), 労働・雇傭・職業教育大臣 (1988-1991), 公務員・行政近代化大臣 (1991-1992), 農業・農業開発大臣 (1992-1993), ブルゴーニュ州議会議長 (1992-1993, 1998-) 等を歴任し, 主な著書として, 以下のものがある: *La Victoire sur l'hiver* (1978); *Mémoires d'ouverture* (1990); *Politique en jachère* (1993); *Voyage en Norvège* (1995); *Charles*

le Téméraire (1997)。

- (19) 高等教育基本法の条文の訳は、稲本洋之助「大学制度改革関係法令—フランス」法時41巻4号120～127頁を参考にした。同法の立法理由については、野田良之「最近におけるフランスの学制改革の資料」ジュリスト411号117～129（特に119～120）頁参照。さらに、同法の解説として、沢田 徹「フランスの高等教育基本法」時の法令664・665号30～34頁、篠塚昭次「フランスの大学改革」法セミ157号22～25頁、吉沢 昇「フランスにおける高等教育改革と『国民教育』の創造—高等教育基本法（フォール法）批判—」思想538号542～560頁、世界教育史研究会編『世界教育史大系10 フランス教育史Ⅱ』（講談社、1975年）239～246頁〔佐藤英一郎執筆〕、手塚武彦編著『各年史フランス戦後教育の展開』（エムティ出版、1991年）86～92頁参照。
- (20) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, p. 69. フランスの大学はほとんどすべて国立であるために、実務家教員が職業上の制約を受ける場合がある。兼職の可否等に関しては、公職に関する一般法規、特に1936年10月29日及び1971年9月2日のデクレに従うことになる。兼職者に対しては一定の賞与が支給されない場合がある（*CE*, 12 nov. 1997, Catherinot, req. n° 182449）。また、弁護士が大学教員を兼ねることは可能だが、その場合、国家行政に関する訴訟で国の相手方弁護人になることは禁止されている。違反者には懲戒と罰金の制裁が課されるが、当該弁護士の行った訴訟行為の効力には影響がない（1936年10月23日のデクレ第3条。*CE*, 6 oct. 1976, Badinter et Bredin:*Rec. CE*, p. 394. *CE*, sect., 6 nov. 1992, Sté Les Hameaux de Perrin:*Rec. CE*, p. 396;*Juris-Data* n° 050309;*Dr. adm.* 1992, comm. n° 513; *JCP*, G1993, IV, 65)。

ところで、この教育プログラムのうちの「実地研修」は、最近日本のいくつかの大学と企業の間で実施され始めた「インターンシップ制度」と似ている。この制度は、1998年3月卒の学生から就職協定が廃止されたことを契機として、1997年から行政（文部・通産・労働の3省）、大学、企業等の連携によって積極的に推進されることとなった。ただし、「インターンシップ制度」をカリキュラムに取り入れている大学・学部はまだ一部にすぎず、実施期間も概ねフランスのDESSにおける実地研修の期間より短く、1～2週間が主流である。

- (21) 文部省大学設置分科会「大学院の設置審査上留意すべき点について」（昭和53年1月30日大学設置分科会総会決定。最終改正平成11年9月28日）は、「九 専門大学院に関し、特に配慮すべき事項について」において、専門大学院の専任教員の「概ね三割程度以上は担当する専門分野に関する実務の経験を有するとともに、近年の当該分野の実務に関する状況に通じていることが望ましい」と述べている。法科大学院に関しては、この実務家教員の割合に関する数字は、少し緩和されると予想されているが、司法制度改革審議会の『中間報告』も『意見書』も具体的な数字を挙げていない（ジュリスト1198号183頁、法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』126頁、

- http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html)。また、法科大学院構想を公表した大半の大学も具体的な数字を挙げていないが、上智大学と早稲田大学の法科大学院構想では、実務家教員の割合がそれぞれ3割以上ないし約3割と想定されている(上智大学案につき、小林秀之「『21世紀における法曹教育』—国際・環境・個性—」(2000年1月22日)法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』397頁、早稲田大学案につき、早稲田大学ロースクール検討会ワーキンググループ「私立大学における法学教育と法曹養成」(2000年1月23日)法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅰ』372頁)。
- (22) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, pp. 69-70. なお、原則として1年間という修了年限は、「1974年のアレテ」第4条1項に規定され、「1992年のアレテ」第9条1項に引き継がれている。
- (23) *Ibid.*
- (24) *Ibid.*, p. 69. なお、これは、「1992年のアレテ」第8条に規定されている。
- (25) *Ibid.*, p. 71. なお、「1992年のアレテ」第9条1項では、「教育期間は、・・・1年を超えることができる」とのみ規定されている。
- (26) エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部長ジャック・メストル [Jacques Mestre] 教授の説明による。ジャック・メストル教授は、1952年生まれ。トゥールーズ社会科学大学教授(1980年～1983年)を経て1983年からエクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部教授。1999年から同法学部長。法律専門雑誌 *Revue trimestrielle de droit civil* 編集主幹。法律専門雑誌 *Revue de la Recherche Juridique, Droit Prospectif* 編集委員。民法、商法、国際私法専攻。主著：*Les grands arrêts du droit des affaires*, Paris, Dalloz, 1995; *Les grands arrêts du droit des sociétés*, PUF; *Manuel de droit commercial*, LGDJ; *Traité de droit civil, droit commun des sûretés réelles, théorie générale*, LGDJ, 1996; *Chronique "Jurisprudence française en matière de droit civil, Obligation en général"* dans *Revue trimestrielle de droit civil*. 「家族法と取引法—フランス法の報告—」(勝亦啓文訳) 西海真樹・山野目章夫編『今日の家族をめぐる日仏の法的諸問題』(中央大学出版部, 2000年) 109-139頁。
- 1994-1995年度当時、エクスのDESSは7コースしかなかったが(Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *Guide du Troisième Cycle du Doctorat et de la Recherche, 1994-1995*, p. 81), 1996-1997年度には10コースに増えており(Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *Guide du Troisième Cycle du Doctorat et de la Recherche, 1996-1997*, p. 93), 2000-2001年度現在、14コースに拡充されるに至っている(Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *Guide du Troisième Cycle du Doctorat et de la Recherche, 2000-*

- 2001, p. 68)。
- (27) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, pp. 72-74.
- (28) *Ibid.*, pp. 75-76. このDESSは、少なくとも1996-1997年度までは、次に掲げるDESS Transports Aériens (航空運送) と一体化してDESS Transports Maritimes et Aériens (海上・航空運送) となっていたが、最近分離されて別個独立のコースとされたものである (*Ibid.* Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 1996-1997, p. 93)。
- (29) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, pp. 77-78.
- (30) 学生案内の中のDESSのコースの紹介記事には、科目の時間数が記載されているものとそうでないものがあるので、本稿も各コースの科目の紹介において、時間数の記載の有無等、多少一貫性を欠くことをお断りしておく。
- (31) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, pp. 79-81.
- (32) *Ibid.*, pp. 82-83.
- (33) なお、これについて、詳しくは、山本和彦『フランスの司法』(有斐閣, 1995年) 431-449頁参照。
- (34) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, pp. 84-87. このDESSのコースは、地方公務員を目指す学生を対象とするが、公務員試験の準備教育を行うわけではない。なお、フランスの地方行政に関しては、財団法人自治体国際化協会編『フランスの地方行政のあらまし』(財団法人自治体国際化協会, 1992年)、下條美智彦『フランスの行政』(早稲田大学出版部, 1996年)、滝沢・前掲注(12)『フランス法』等を参照されたい。
- (35) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, pp. 88-90. さらに、前述のオーディエ教授よりいただいたこのDESSの案内を参照した。
- (36) この私立大学は、12世紀に建築された城を改修して1978年に創立された。Université du Vin, Le Château 26790 Suze-La-Rousse, France. <http://www.universite-du-vin.com>
- (37) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, pp. 91-94.
- (38) *Ibid.*, pp. 95-98. Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 1994-1995, p. 81, *Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille France, 1995-1996*, Aix-en-Provence, 1995, p. 101.

- (39) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 1994-1995, p. 81. *Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille France, 1995-1996*, Aix-en-Provence, 1995, p. 101. Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, pp. 99-101.
- (40) *Ibid.*, pp. 102-104. Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 1996-1997, p. 93. *Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille France, 1995-1996*, Aix-en-Provence, 1995, p. 101. なお、設置当初のコースの名称は、DESS Droit Public Notarial: Collectivités Locales et Urbanisme (公証人公法: 地方公共団体と都市計画) であった。
- (41) Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, pp. 105-107.
- (42) *Ibid.*, pp. 108-110.
- (43) このDESSは、エクスでは最も新しいもので、前掲の *Guide du Troisième Cycle du Doctorat et de la Recherche, 2000-2001* にはその存在が明示されているものの (*Ibid.*, pp. 7 et 68), 具体的な内容の紹介はないため、このDESSの最新の案内を参照した。
- (44) コース担当責任者の大半は教授 [professeur] であるが、助教授 [maître de conférences] が責任者を務めるコースもある。これに対し、研究者 (学者) 養成コースであるDEAの各コース担当責任者はエクスでは全員教授である。
- (45) 前掲注 (7) 参照。
- (46) 高等教育基本法第6条2項は次のように規定する。「大学は、複数学問分野から成り、可能な限り、文芸 [arts] ・人文 [lettres] 部門を科学 [sciences] ・技術 [techniques] 部門に結び付けなければならない。ただし、大学は一つの支配的な使命 [vocation] を有することができる。」
- (47) 前掲注 (7) 参照。
- (48) これに対して、フランスの大学でも第三課程の研究者養成コースであるDEAは学問分野別のコース区分を採用している。例えば、エクスには16個のDEAのコースがあり、それらは、“Droit public (公法)”, “Finances publiques et fiscalité (公共財政及び税制)”, “Droit des médias (メディア法)”, “Droit international public (国際公法)”, “Droit communautaire (EU法)”, “Droit privé (私法)”, “Droit des affaires (取引法)”, “Droit immobilier privé et public (不動産公法及び不動産私法)”, “Sciences pénales et sciences criminologiques (刑事法学及び犯罪学)”, “Droit social (社会法)”, “Droit de la santé (保健衛生法)”, “Théorie juridique (法理論)”, “Histoire des institutions et des idées politiques (法制史及び政治思想史)”, “Science politique comparative (比較政治学)”, “Histoire militaire, défense

et sécurité (軍隊・防衛・安全保障の歴史)”, “Anthropologie (人類学)”, である (Faculté de Droit et de Science Politique, Université de Droit, d’Economie et des Sciences d’Aix-Marseille, *op. cit.*, 2000-2001, p. 16)。

- (49) 日本では、学生が企業で1～2週間程度の就業体験をするインターンシップ制度 (前掲注 (20) 参照) に関して、学生の受入れを負担に感じている企業が多いようである (朝日新聞2001年4月21日付朝刊)。
- (50) 2001年1月30日に、法学部ポルタリス講堂において、ジャック・ブルドン [Jacques Bourdon] 学長臨席のもとで授賞式が行われた。ジャック・メストル [Jacques Mestre] 法学部長の長大な、しかしエスプリの効いた式辞及びロラン・ドラゴ [Roland Drago] フランス人文社会科学アカデミー [Académie des Sciences Morales et Politiques] 総裁の祝辞の後、賞の授与が行われたが、賞の数は全部で70個、受賞者はのべ75人 (複数の受賞者のある賞や同一人が複数の賞を受賞する場合がある) にのぼった。授賞式には法学部の教授が正装 (赤いガウンを着用) して出席していた。また、授賞式は一般に公開されていて、受賞者のほかに、その親族、友人、法学部学生、卒業生、他学部教員等も大勢出席していた。このような論功行賞にはいろいろな問題点もあるだろうが、学生の勉学意欲を刺激する一つの方法として、日本の大学でも試みてはどうだろうか。なお、参考までに、賞のスポンサーとなった団体等を以下に挙げておこう。

ブーシュ・デュ・ローヌ [Bouches-du-Rhône] 県議会、エクサン＝プロヴァンス市、マルセイユ市、アルル市、エクサン＝プロヴァンス弁護士会、マルセイユ弁護士会、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール [Provence-Alpe-Côte d’Azur] 州公証人会、ブーシュ・デュ・ローヌ県執行士会、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州執行士会、エクサン＝プロヴァンス控訴院代訴士会、税務署、刑務所、企業法律家協会、法学博士協会、欧州法律家協会、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州弁護士・企業クラブ、ブーシュ・デュ・ローヌ経営者同盟、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州公認会計士会、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州監査役協会、全国財産管理人連盟、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州不動産・企業鑑定人会、地中海沿岸地方保険・再保険仲立人協会、エクス地方保険代理業者協会、地中海沿岸地方保険会社経営者協会、欧州委員会代表、フランス国連協会エクサン＝プロヴァンス支部、フランス電力公社、エクサン＝プロヴァンス医療センター、フランス政治思想史学会、ラミー出版 [Les Editions LAMY] [法律系出版社]、コリアール [Jean-Claude Colliard] 教授 [ノパリ第一大学教授、元ナント大学法学部長]、シェリーニ [Jean-Laurent Chelini] 教授 [エクス＝マルセイユ法・経・理大学法学部教授] 夫妻。

【付記】 本稿は、西南学院大学2000年度後期国内研究による研究成果の一部である。